

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年10月22日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800143号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800085号

## 第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成5年2月1日から平成6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成5年2月から同年9月までの期間は24万円から38万円、同年10月から平成6年9月までの期間は24万円から36万円とする。

平成5年2月から平成6年9月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間のうち、請求者のA社における平成6年10月1日から平成7年10月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年10月から平成7年9月までの期間に係る標準報酬月額を24万円から36万円とする。

平成6年10月から平成7年9月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成6年10月から平成7年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年2月1日から平成8年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際の給与額と異なっている。支給明細書を提出するので、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間のうち平成5年2月1日から平成6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年2月から同年9月までは38万

円、同年10月から平成6年9月までは36万円と記録されていたところ、平成6年4月20日付けで、当初記録されていた平成5年10月1日の定時決定を取り消し、同年2月1日に遡って標準報酬月額を24万円に引き下げ、平成6年4月21日付けで、平成5年10月1日の定時決定に係る標準報酬月額を24万円として処理していることが確認できる。

また、当該事業所の多数の被保険者について、オンライン記録によると、平成6年4月20日又は同年4月21日付けで、遡って標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社が加入していた健康保険組合からの回答により、当該健康保険組合における請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、平成5年2月から同年9月までは38万円、同年10月から平成6年9月までは36万円であることが確認できる。

また、事業主は厚生年金保険料の滞納について、不明と回答しているものの、複数の従業員は、A社において当該期間当時、給与の遅配があった旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月20日及び同年4月21日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、請求者について平成5年2月1日及び同年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

以上のことから、請求者の請求期間のうち平成5年2月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額を38万円、同年10月から平成6年9月までの期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

- 2 請求期間のうち平成6年10月1日から平成7年10月1日までの期間については、請求者から提出された支給明細書及び給与支給明細書（以下「支給明細書」という。）により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

また、請求期間のうち平成6年10月1日から平成7年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記支給明細書により確認できる本来の報酬月額から、36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成6年10月から平成7年9月までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が請求どおりの厚

生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間のうち平成7年10月1日から平成8年10月1日までの期間については、上記支給明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（2万9,700円）に見合う標準報酬月額（36万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（34万円）よりも高額であるものの、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800165 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800086 号

## 第 1 結論

請求者のA社における平成9年2月1日から平成11年10月20日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年2月から同年4月までの標準報酬月額については、9万2,000円から59万円、同年5月から平成11年9月までの標準報酬月額については、9万2,000円から30万円とする。

平成9年2月から平成11年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年2月1日から平成11年10月20日まで

A社に勤務していた期間のうち請求期間の標準報酬月額が59万円あるいは30万円から9万2,000円に減額されている。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成9年2月から同年4月までの期間は59万円、同年5月から平成11年9月までの期間は30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成11年10月20日)より後の平成11年11月5日付けで、平成9年5月の随時改定並びに平成9年、平成10年及び平成11年の定時決定が取消され、平成9年2月1日に遡って9万2,000円に減額訂正されている上、請求者のほかに事業主についても標準報酬月額が、平成11年11月5日付けで遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、請求期間当時、A社は社会保険料の滞納があったことは確認できないものの、事業主は、請求期間の終期頃、同社の業績は悪かった旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成11年11月5日付けで行われた請求者の請求期間に係る標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものとは考えがたく、平成9年2月1日に遡って標準報酬月額を減額訂正する合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、平成9年2月から同年4月までは59万円、同年5月から平成11年9月までは30万円に訂正することが必要である。